

安全保障貿易管理の概要

～中級編パート 1～

令和 6 年度
経済産業省委託事業

はじめに

説明会について

- ・ 本説明会は安全保障貿易管理の中級編として、輸出管理をより深く理解されたい方にお勧めいたします。
- ・ 本説明会では安全保障貿易管理の規制及び輸出管理の各手続におけるポイントや特例等を根拠法令を基に説明いたします。
- ・ また、輸出管理を効率的に実施するツールとしての輸出管理内部規程や包括許可制度についても解説いたします。
- ・ 本講座により、皆様が適正な輸出管理に向けて実施していただきますことを期待します。

目次

- 1 安全保障貿易管理について
- 2 安全保障貿易管理制度の概要
- 3 リスト規制
- 4 キャッチオール規制
- 5 仲介貿易・技術取引規制
- 6 輸出等の許可申請と申請窓口
- 7 違反と罰則等

1 安全保障貿易管理について

1-1. 安全保障貿易管理の目的と手段

目的	外国為替及び外国貿易法 第1条 我が国又は国際社会の平和及び安全の維持
手段	武器や軍事転用可能な貨物や技術 が、我が国の安全等を脅かすおそれのある大量破壊兵器等 ^{※1} の開発等 ^{※2} を行っている国家やテロリスト等に渡ることを防ぐために 貨物の輸出及び技術の提供を管理

- ◆ 輸出管理のルールは**国際的枠組(国際輸出管理レジーム)**により討議
- ◆ 我が国は**外国為替及び外国貿易法**（外為法）で実施

※1：「大量破壊兵器等」とは、核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイルをいう

※2：「開発等」とは、開発・製造・使用又は貯蔵をいう

1-2. 直接輸出と迂回輸出

輸出管理は、直接的な輸出のみではなく、輸出管理が厳格に実施されていない国を経由した、迂回輸出についても管理が必要となる



企業において輸出管理体制を整えていくことは我が国を含む国際的な平和及び安全の維持のために非常に重要となっている

2 安全保障貿易管理制度の概要

2-1. 国際的な輸出管理の枠組

条約

核兵器、生物・化学兵器そのものを規制

	大量破壊兵器関連			通常兵器
	核兵器	生物・化学兵器	ミサイル	
条約	NPT (核兵器不拡散条約)	①BWC *1 ②CWC *2	—	—
参加国 機関	191 か国	① 182 か国 ② 193 か国	—	—

国際輸出 管理レジーム

大量破壊兵器等及び通常兵器並びにそれらの開発等に用いられる技術や汎用品の輸出を管理

国際輸出 管理レジーム	NSG (原子力供給国グループ)	AG (オーストラリア・グループ)	MTCR (ミサイル技術管理レジーム)	WA (ワッセナー・アレンジメント)
参加国 機関	48 か国	42 か国 およびEU	35 か国	42 か国

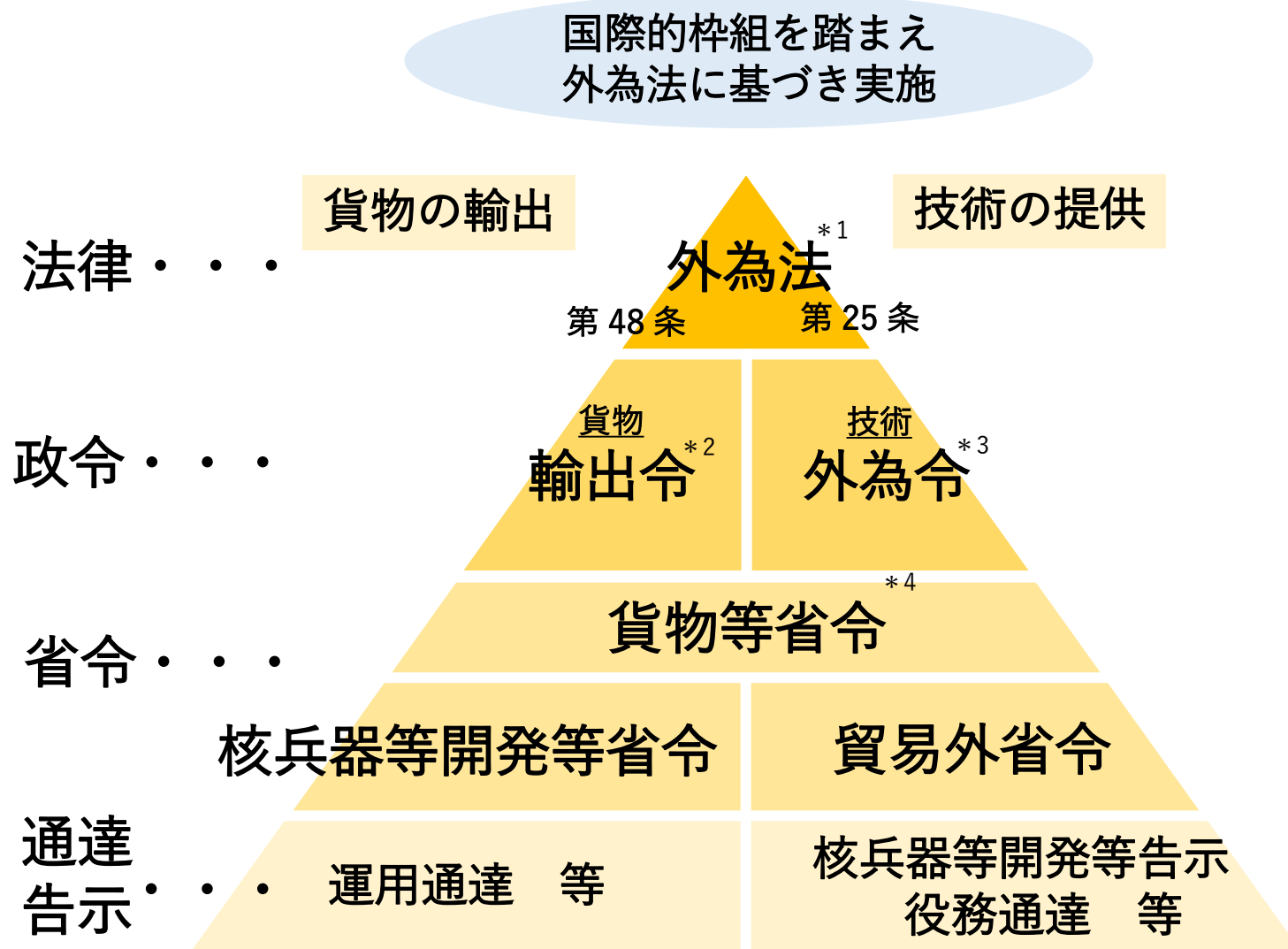
国内の
枠組

外国為替及び外国貿易法

防衛装備移転三原則

* 1 : ①生物兵器禁止条約 * 2 : ②化学兵器禁止条約

2-2. 安全保障貿易管理制度の全体像



* 1:外為法：外国為替及び外国貿易法

* 2:輸出令：輸出貿易管理令

* 3:外為令：外国為替令

* 4:貨物等省令：輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令

2-3. 規制の内容

外国為替及び外国貿易法（外為法）

下記に該当する者は、経済産業大臣の許可が必要となる

貨物の輸出

第 48 条第 1 項

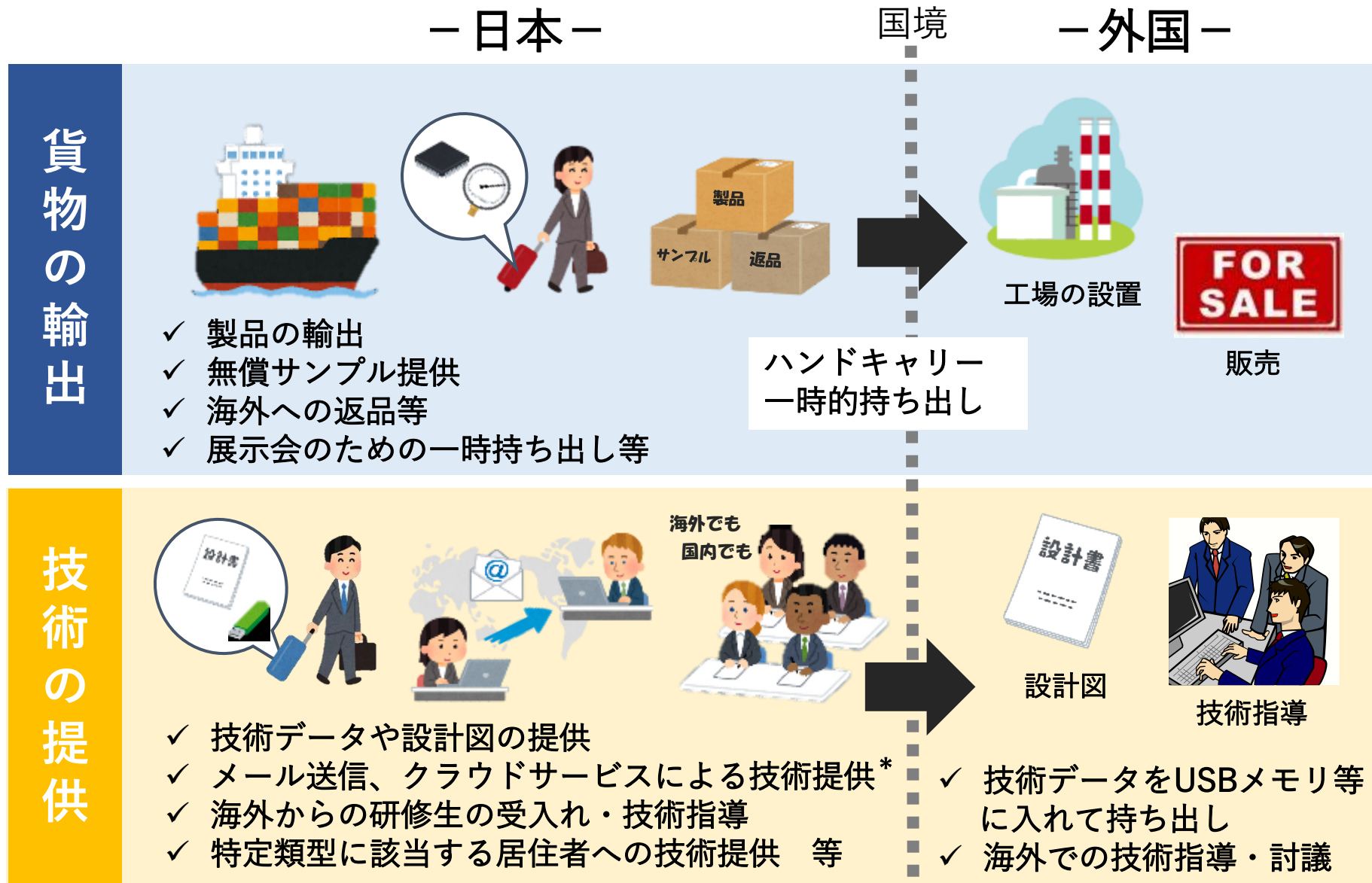
特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物を輸出しようとする者

技術の提供

第 25 条第 1 項及び第 3 項

- ① 特定技術を特定の外国(特定国)において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者
- ② 特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者
- ③ 上記の確実な実施のため、下記の行為をしようとする者
 - ・ 特定国を仕向地とする特定記録媒体等の輸出
 - ・ 特定国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の送信

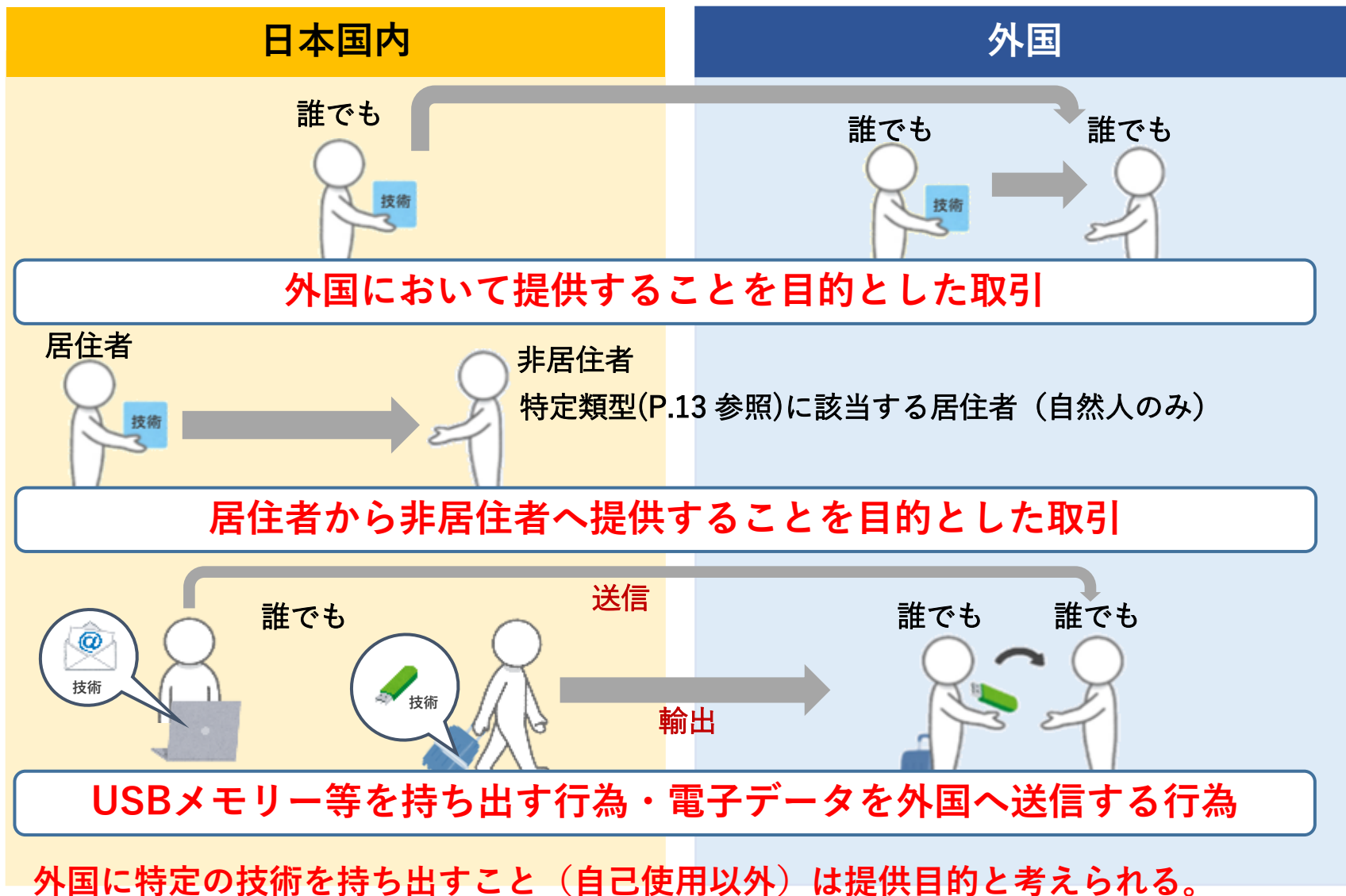
2-4. 貨物の輸出と技術の提供



技術の提供は日本国内においても発生する

2-5. 技術の提供の規制内容

規制技術について、下記の取引を行う場合には経済産業大臣の許可が必要



2-6. 居住者及び非居住者の判定基準

居住者

日本人の場合

- ①我が国に居住する者
- ②日本の在外公館に勤務する者

外国人の場合

- ①我が国にある事務所に勤務する者
- ②我が国に入国後6月以上経過している者

法人等の場合

- ①我が国にある日本法人等
- ②外国の法人等の我が国にある支店、出張所、その他の事務所
- ③日本の在外公館

非居住者

日本人の場合

- ①外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者
- ②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者
- ③出国後外国に2年以上滞在している者
- ④上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者

外国人の場合

- ①外国に居住する者
- ②外国政府又は国際機関の公務を帯びる者
- ③外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人
(ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。)

法人等の場合

- ①外国にある外国法人等
- ②日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所
- ③我が国にある外国政府の公館及び国際機関

その他、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等

2-7. 「みなし輸出管理」と「特定取引」

みなし輸出管理

技術の提供のうち、「**居住者から非居住者への技術の提供を目的とする取引**」の管理を「**みなし輸出管理**」という。みなし輸出管理は、国内の技術提供であっても規制の対象となる。

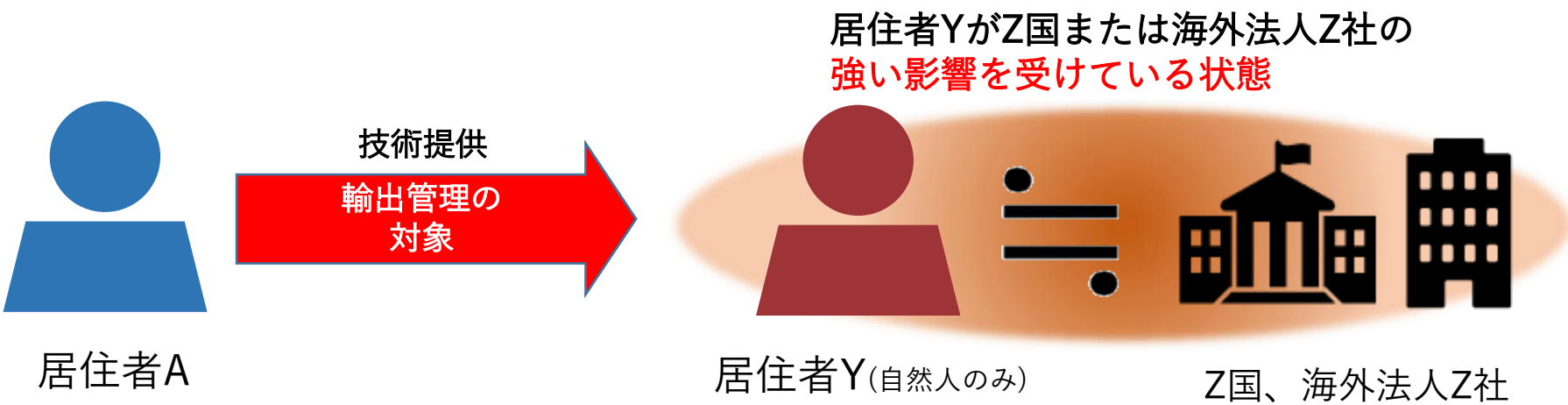
特定取引

居住者に対して技術を提供する取引であっても、**居住者（自然人のみ）が非居住者から強い影響を受けている状態（特定類型）に該当する場合は**、当該居住者に技術を提供する取引（**特定取引**）は、当該非居住者に対する技術を提供する取引と事実上同一とみなし、規制の対象となる。

規制技術を提供する場合には、経済産業大臣への許可申請が必要となる。

2-8. 特定類型に該当する居住者

* 参考資料P.54



特定類型①	外国法人等又は外国政府等との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者
特定類型②	外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち 25 %以上を占める金銭その他の利益をいう）を得ている者又は得ることを約している者
特定類型③	本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者

外国法人等：外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（その本邦内の支店、出張所その他の事務所を除く。）
外国政府等：外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行 又は外国の政党その他の政治団体

2-9. 特定類型の該当すると判断される場合

以下の場合において、技術提供の相手先が特定類型に該当すると判断される為、技術提供において規制の対象となる

	受領者が提供者の指揮命令下でない場合	受領者が提供者の指揮命令下にある場合	共通
特定類型① 特定類型②	商習慣上通常取得することとなる契約書等の書面に記載された情報から特定類型に該当することが明らかな場合	＜採用時＞自己申告により特定類型に該当する場合 ＜勤務時＞新たに特定類型に該当することとなった場合に報告することを課し、その旨報告があった場合	特定類型に該当する可能性があるとして経済産業省から連絡を受けた場合
特定類型③		商習慣上通常取得することとなる契約書等の書面に記載された情報から特定類型に該当することが明らかな場合	

2-10. 規制の概要

貨物・技術



リスト規制
対象

輸出令別表第 1
外為令別表
1 項～ 15 項



キャッチオール
規制対象

輸出令別表第 1
外為令別表
16 項



規制対象外

(食料品、木材等)

3 リスト規制

3-1. リスト規制

リスト規制

貨物や技術の機能や性能に着目した規制で、輸出令別表第1又は外為令別表の項目と貨物等省令の仕様(スペック)に該当した場合には、リスト規制該当貨物・技術として経済産業大臣の許可が必要となる

	貨物	技術	
政令	輸出令別表第1	外為令別表	項目
省令	貨物等省令		仕様
通達	運用通達	役務通達	用語の解釈

3-2. リスト規制

規制内容：

①項目

貨物・・・「輸出令別表第1の1項～15項」

技術・・・「外為令別表の1項～15項」

②仕様(スペック)

「貨物等省令 第1条～第27条」

規制対象地域：全地域が対象



貨物・技術がリスト規制に該当する場合、用途や需要者にかかわらず、全て対象である。たとえ、**海外の自社工場や子会社、日系企業への輸出等でも許可が必要となる。**

3-3-1. リスト規制一覧

令和6年2月1日時点

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
1 武器		(12)	1 数値制御工作機械 2 測定装置	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(15)	ロケット・UAV用構造材料
(1)	銃砲・銃砲弾等	(13)	誘導炉・アーク炉・溶解炉又はこれらの部分品等	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(16)	ロケット・UAV用加速度計ジャイロスコープ等
(2)	爆発物・発射装置等	(14)	アイソスタチックプレス等	(47)	トリチウム	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他
(3)	火薬類・軍用燃料	(15)	ロボット等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置等	(18)	アビオニクス装置等
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(16)	振動試験装置等	(49)	白金触媒	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池
(5)	指向性ミサイル兵器等	(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(50)	ヘリウム3	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(6)	運動ミサイル兵器等	(18)	ベリリウム	(51)	レニウム等の一次製品	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	(52)	防爆構造の容器	(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他
(8)	軍用船舶等	(20)	ほう素10	3 化学兵器		(22)	ロケット搭載用電子計算機
(9)	軍用航空機等	(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤と同等の毒性の物質・原料	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(22)	るつぼ	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置・燃焼試験装置他
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(23)	ハフニウム	(3)	反応器又は貯蔵容器の修理用の組立品等	(24の2)	ロケット設計用電子計算機
(12)	軍用探照灯・制御装置	(24)	リチウム	3の2 生物兵器		(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(25)	タングステン	(1)	軍用細菌製剤の原料	(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レーダー
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物	(26)	ジルコニウム	(2)	細菌製剤用製造装置等	5 先端材料	
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(27)	ふっ素製造用電解槽	4 ミサイル		(1)	ふっ素化合物製品
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(1)	ロケット・製造装置等	(2)	(削除)
(16)	兵器製造用機械装置等	(29)	遠心力式釣合試験機	(1の2)	無人航空機(UAV)・製造装置等	(3)	芳香族ポリイミド製品
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(30)	フィラメントワインディング装置等	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具
2 原子力		(31)	レーザー発振器	(3)	推進装置等	(5)	チタン・ニッケル等の合金・粉、製造装置等
(1)	核燃料物質・核原料物質	(32)	質量分析計・イオン源	(4)	しごきスピニング加工機等	(6)	金属磁性材料
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(33)	圧力計・ペロウズ弁	(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービン	(7)	ウランチタン合金・タンガステン合金
(3)	重水素・重水素化合物	(34)	ソレイノイドコイル形超電導電磁石	(5の2)	ポンプに使用できる軸受	(8)	超電導材料
(4)	人造黒鉛	(35)	真空ポンプ	(6)	推進薬・原料	(9)	(削除)
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(35の2)	スクロール型圧縮機等	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(10)	潤滑剤
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(36)	直流電源装置	(8)	粉粒体用混合機等	(11)	振動防止用液体
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(37)	電子加速器・エックス線装置	(9)	ジェット油・粉末金属製造装置等	(12)	冷媒用液体
(8)	周波数変換器等	(38)	衝撃試験機	(10)	複合材料製造装置等	(13)	セラミック粉末
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(39)	高速度撮影が可能なカメラ等	(11)	ノズル	(14)	セラミック複合材料
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(15)	ポリイミド樹脂・ポリイミド他
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(41)	核兵器起爆(試験)用貨物	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置	(16)	ヒスレイト・芳香族ポリイミド他
(11)	しごきスピニング加工機等	(42)	光電子増倍管	(14)	複合材用の炉・制御装置	(17)	ふっ化ポリイミド等
		(43)	中性子発生装置			(18)	ポリイミド・ポリイミド・成型品等
		(44)	遠隔操作のマニピュレーター			(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸アンモニウム他

3-3-2. リスト規制一覧

令和6年2月1日時点

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
6 材料加工		(20)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物 燐・砒素他の有機化合物	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(1)	ガスタービンエンジン等
(1)	軸受等	(21)	燐・砒素・アンモンの水素化合物	(7の2)	非球面光学素子	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(2)	数値制御工作機械	(22)	炭化けい素等	(8)	レーザー発振器等	(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(3)	歯車製造用工作機械	(23)	多結晶の基板	(8の2)	レーザーマイクロフォン	(3)	ロケット推進装置等
(4)	アイソスタチックプレス等	8 電子計算機		(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	(4)	無人航空機等
(5)	コーティング装置等	(1)	電子計算機等	(9の2)	水中検知装置	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
(6)	測定装置等	9 通信		(10)	重力計・重力勾配計	14 その他	
(7)	ロボット等	(1)	伝送通信装置等	(11)	レーダー等	(1)	粉末状の金属燃料
(8)	フィードバック装置他	(2)	電子交換装置	(11の2)	光センサー製造用マスク・レチクル	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(9)	絞リスピニング加工機	(3)	通信用光ファイバー	(12)	光反射率測定装置他	(3)	ディーゼルエンジン等
7 エレクトロニクス		(4)	(削除)	(13)	重力計製造装置・校正装置	(4)	(削除)
(1)	集積回路	(5)	フェーズドアレーアンテナ	(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(5)	自給式潜水用具等
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(5の2)	監視用方向探知器等	11 航法装置		(6)	航空機輸送土木機械等
(3)	信号処理装置等	(5の3)	無線通信傍受装置等	(1)	加速度計等	(7)	ロボット・制御装置等
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(2)	ジャイロスコープ等	(8)	削除
(5)	超電導電磁石	(5の5)	インターネット通信監視装置等	(3)	慣性航行装置	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・製造装置等	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム電波受信機、航空機用高度計等	(10)	簡易爆発装置等
(7)	高電圧用コンデンサ	(7)	暗号装置等	(4の2)	水中リナー航法装置等	(11)	爆発物探知装置
(8)	エンコーダ又はその部分品	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(5)	(1)から(4の2)までの試験・製造装置他	15 機微品目	
(8の2)	シリスタデバイス・シリスタモジュール	(9)	(削除)	12 海洋関連		(1)	無機繊維他を用いた成型品
(8の3)	電力制御用半導体素子	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(1)	潜水艇	(2)	電波・赤外線吸収材・導電性高分子
(8の4)	光変調器	(11)	(7)、(8)若しくは(10)の設計・製造・測定装置	(2)	船舶の部分品・附属装置	(3)	核熱源物質
(9)	サンプリングオシロスコープ	10 センサー等		(3)	水中回収装置	(4)	デジタル伝送通信装置等
(10)	アナログデジタル変換器	(1)	水中探知装置等	(4)	水中用の照明装置	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(11)	デジタル方式の記録装置	(2)	光検出器・冷却器等	(5)	水中ロボット	(5)	水中探知装置等
(12)	信号発生器	(3)	センサー用の光ファイバー	(6)	密閉動力装置	(6)	宇宙用光検出器
(13)	周波数分析器	(4)	電子式のカメラ等	(7)	回流水槽	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(14)	ネットワークアナライザー	(5)	反射鏡	(8)	浮力材	(8)	潜水艇
(15)	原子周波数標準器	(6)	宇宙用光学部品等	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	(9)	船舶用防音装置
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	13 推進装置		(10)	妨害用水中音響装置	(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(16)	半導体製造装置等						
(17)	マスク・レチクル等						
(17の2)	マスク製造基材						
(18)	半導体基板						
(19)	レジスト						

4 キャッチオール規制

4-1. キャッチオール規制の概要

それぞれの規制で対象地域や許可が必要な要件が異なる

	キャッチオール規制		
	大量破壊兵器等	通常兵器	
対 規 象 制	<u>リスト規制品目以外の全品目（16 項※）</u> （食品、木材等を除く。）		
地 対 域 象	輸出令別表第 3 の地域(①) を除く全地域	国連武器禁輸国 ・ 地域（②）	一般国（①及び ②以外の国・地域）
許 可 要 件	1. インフォーム要件 2. 客観要件 （1）用途要件 （2）需要者要件	1. インフォーム要件 2. 用途要件	1. インフォーム要件
法 令	輸出令第 4 条第 1 項第 3 号、貿易外省令第 9 条第 2 項第 7 号		
	核兵器等開発等省令・告示	通常兵器開発等省令・告示	

※ 輸出令別表第 1 の 16 項、外為令別表の 16 項

①輸出令別表第 3 の地域（グループA）：アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

②国連武器禁輸国・地域（輸出令別表第 3 の 2）

4-2. 大量破壊兵器等キャッチオール規制

大量破壊兵器等キャッチオール規制

リスト規制に該当しない(輸出令別表第1の16項及び外為令別表の16項)の貨物や技術であって、大量破壊兵器等の**開発、製造、使用又は貯蔵**に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる

対象・要件			内容
規制対象			リスト規制品目以外の全品目（食料品、木材等は除く） 特に注意：大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれが強い貨物例
規制地域			輸出令別表第3の地域(グループA)を除く地域
許可要件	インフォーム要件		経済産業省大臣から輸出等の許可申請をする旨通知を受けた場合
	客観要件	用途要件	大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合※ ¹
		需要者要件	大量破壊兵器等の開発等を行っている又は行っていた場合※ ¹ 外国ユーザーリストに掲載されている場合 大量破壊兵器等の開発等以外に用いられることが明らかなき時は除く※ ²

※¹ 核兵器等開発等省令(貨物)、核兵器等開発等告示(技術)

※² 補完規則通達1(6)輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン

(参考) 「明らかなとき」を判断するためのガイドライン

貨物等の用途・仕様	①輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明はあること ②需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由があること
貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件	③当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確であること ④当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している地域又は立入が制限されている等の高度の機密が要求されている地域である場合は、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していないこと ⑤当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていないこと
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	⑥貨物等が使用される装置や同時に扱う原材料についての説明があること ⑦当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組合せが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的であること ⑧異常に大量のスペアパーツ等の要求がないこと ⑨通常必要とされる関連装置の要求はあること
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様	⑩輸送時における表示、船積みについての特別な要請がないこと ⑪製品及び仕向地から見て、輸送ルートにおいて異常がないこと ⑫輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がないこと
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑬当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていないこと ⑭通常要求される程度の性能等の保証の要求があること

(参考) 「明らかなとき」を判断するためのガイドライン

据付等の辞退や秘密保持等の態様	⑮据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請があること ⑯最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がないこと
外国ユーザーリスト掲載企業・組織	⑰外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別と輸出する貨物等の懸念される用途の種別が一致しないこと ⑱外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、輸出しようとしている貨物又は提供しようとする技術について、軍事用途に用いられる（利用される）旨が、その輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行うおうとする者）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載若しくは記録されていないこと、又は輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）若しくはこれらの代理人から連絡を受けていないこと
その他	⑲その他、取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して需要者からの明確な説明がないこと等、取引上の不審点がないこと

(参考) 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

以下の貨物を輸出等する場合には、用途・需要者の確認を特に慎重に行うことが必要。

懸念される用途	品目
核兵器	1. リン酸トリブチル（ＴＢＰ）
核兵器、ミサイル	2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維
	3. チタン合金
	4. マルエージング鋼
核兵器	5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管
核兵器、ミサイル	6. しごきスピニング加工機
	7. 数値制御工作機械
	8. アイソスタチックプレス
	9. フィラメントワインディング装置
核兵器	10. 周波数変換器
	11. 質量分析計又はイオン源
核兵器、ミサイル	12. 振動試験装置
	13. 遠心力釣り合い試験器
	14. 耐食性の圧力計・圧力センサー
	15. 大型の非破壊検査装置
核兵器	16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置
	17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置
	18. 大型発電機
	19. 大型の真空ポンプ
	20. 耐放射線ロボット
核兵器、ミサイル	21. ＴＩＧ溶接機、電子ビーム溶接機
核兵器	22. 放射線測定器
ミサイル	23. 微粉末を製造できる粉砕器
	24. カールフィッシャー方式の水分測定装置

懸念される用途	品目
ミサイル	25. プリプレグ製造装置
核兵器、ミサイル	26. 人造黒鉛
ミサイル	27. ジャイロスコープ
	28. ロータリーエンコーダ
	29. 大型トラック（トラクタ、トレーラー、ダンプを含む）
	30. クレーン車
生物兵器	31. 密閉式の発酵槽
	32. 遠心分離機
	33. 凍結乾燥機
ミサイル、化学兵器	34. 耐食性の反応器
	35. 耐食性のかくはん機
	36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器
	37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔
	38. 耐食性の充てん用の機械
ミサイル、生物・化学兵器	39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機（ＵＡＶ）（娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く）
	40. ＵＡＶに搭載するよう設計された噴霧器
化学兵器	41. N-(1-フェニル-4-ヒペリジル)プロピオンアミド（別名フェンタニル）(437-38-7), N-[1-[2-(4-エチル-5-オキソ-2-テトラヒドロ-1-イリエチル)-4-(メキシメチル)-4-ヒペリジル]プロピオンアミド（別名アルフェンタニル）(71195-58-9), メチル=1-フェニル-4-(N-フェニルプロピオンアミド)ヒペリジン-4-カルボキシレート（別名カルフェンタニル）(59708-52-0), 1-(2-メキシカルボニルエチル)-4-(フェニルプロピオンアミド)ヒペリジン-4-カルボキシメチルエステル（別名レミフェンタニル）(132875-61-7), N-[4-(メキシメチル)-1-[2-(2-チエニルエチル)-4-ヒペリジル]プロピオンアミド（別名スフェンタニル）(56030-54-7)

(参考) 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例 ～シリア向けの場合～

懸念される用途	品目
化学兵器	1. ドラフトチャンバー
生物・化学兵器	2. フルフェイスマスクの呼吸用保護具
化学兵器	3. 三塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)(75-09-2)、N, N -ジメチルアニリン(121-69-7)、臭化イソプロピル(75-26-3)、イソプロピルエーテル(108-20-3)、イソプロピルアミン(75-31-0)、臭化カリウム(7758-02-3)、ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、金属ナトリウム(7440-23-5)、トリブチルアミン(102-82-9)、トリエチルアミン(121-44-8)、トリメチルアミン(75-50-3)、アセチレン(74-86-2) 他
	4. ジエチレントリアミン(111-40-0)
	5. ブチリルコリンエステラーゼ、3-ジメチルカルバモイルオキシ-1-メチルピリジニウムプロミド(別名臭化ピリドスチグミン)(101-26-8)、塩化オビドキシム(114-90-9)
生物兵器	6. バイオセーフティキャビネット、グローブボックス
	7. バッチ式遠心分離機
	8. 発酵槽
化学兵器	9. 反応器、かくはん機、熱交換器、凝縮器、ポンプ(11. を除く。)、弁、貯蔵容器、蒸留塔、吸収塔
生物兵器	10. クリーンルーム、H E P A フィルター付きのファン
化学兵器	11. 真空ポンプ又はその部分品
	12. 化学物質の分析装置、検知装置等

懸念される用途	品目
	1 3. クロルアルカリ電解槽(水銀電解槽、隔膜電解槽又はイオン交換膜電解槽を含む。以下同じ。)
	1 4. チタン電極(他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。)であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように設計したもの
	1 5. ニッケル電極(他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。)であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように設計したもの
化学兵器	1 6. チタン-ニッケルのバイポーラ電極(他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。)であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように設計したもの
	1 7. アスベストの隔膜であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように設計したもの
	1 8. ふっ素重合体を基材とした隔膜であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように設計したもの
	1 9. ふっ素重合体を基材としたイオン交換膜であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように設計したもの
	2 0. 圧縮機であって、湿潤又は乾燥状態の塩素をその構造に関わらず圧縮するように設計したもの
	2 1. 水銀(7439-97-6)、塩化バリウム(10361-37-2)、硫酸(90%以上の重量濃度)(7664-93-9)、3,3-ジメチル-1-ブテン(558-37-2)、2,2-ジメチルプロパナール(630-19-3)、2,2-ジメチルプロピルクロリド(753-89-9)、2-メチルブテン(26760-64-5)、2-クロロ-3-メチルブタン(631-65-2)、ピナコール(76-09-5)、2-メチル-2-ブテン(513-35-9)、ブチリチウム(109-72-8)、プロモ(メチル)マグネシウム(75-16-1)、ホルムアルデヒド(50-00-0)、2,2'-イミノジエタノール(111-42-2)、炭酸ジメチル(616-38-6) 他

(参考) 外国ユーザーリスト (令和5年12月11日改正)

- ✓ 経済産業省が、大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト。
- ✓ 掲載企業などに輸出等を行う場合には、大量破壊兵器等の開発等に用いられないこと又は軍事用途に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要！

注) 外国ユーザーリストは毎年改正されるので、最新版の入手が必要！

国別の掲載企業・組織数

国名	掲載数
アフガニスタン	2
アラブ首長国連邦	24
イエメン	2
イスラエル	1
イラン	223
インド	3
エジプト	3
北朝鮮	153
シリア	19
台湾	4
中国	101
パキスタン	101
香港	8
レバノン	9
ロシア	53
合計	706

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	• Al Qaeda • Islamic Salvation Foundation • The Base • The Group for the Preservation of the Holy Sites • The Islamic Army for the Liberation of Holy Places • The World Islamic Front for Jihad against Jews and Crusaders • Usama Bin Laden Network • Usama Bin Laden Organisation	化学 C
2	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Ummah Tameer E-Nau (UTN)	• FOUNDATION FOR CONSTRUCTION • NATION BUILDING • RECONSTRUCTION FOUNDATION • RECONSTRUCTION OF THE ISLAMIC COMMUNITY • RECONSTRUCTION OF THE MUSLIM UMMAH • UMMAH TAMEER I-NAU • UMMAH TAMIR E-NAU • UMMAH TAMIR I-NAU • UMMAT TAMIR E-NAU • UMMAT TAMIR-I-PAU	核 N

}

705	ロシア Russian Federation	"Vypel" State Engineering Design Bureau JSC named after I.I. Toropov	• AO Gos MKB "Vypel" named for II Toropov • Tactical Missile Corporation, Joint Stock Company "State Machine Building Design Bureau "Vypel" By Name I.I.Toropov" • Vypel NPO	ミサイル M
706	ロシア Russian Federation	Zavod "Miass"	• AO Miasskiy mashinostroitelnyy zavod • JSC MMZ • Miass Machine-Building Factory	ミサイル M

4-3. 通常兵器キャッチオール規制

通常兵器キャッチオール規制

リスト規制に該当しない(輸出令別表第1の16項及び外為令別表の16項)の貨物や技術であって、通常兵器の**開発、製造又は使用**に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる

対象・要件			内容	
規制地域			国連武器禁輸国・地域 ^{*1}	一般国(輸出令別表第3の地域及び国連武器禁輸国・地域を除く地域)
規制対象			リスト規制品目以外の全品目(食料品、木材等は除く)	
			特に注意：通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例	—
許可要件	インフォーム要件		経済産業省大臣から輸出等の許可申請をする旨通知を受けた場合	
	客観要件	用途要件	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 ^{*2}	—

* 1 国連武器禁輸国・地域：国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国(輸出令別表第3の2)
アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

* 2 通常兵器開発等省令(貨物)、通常兵器開発等告示(技術)

(参考) 通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれの強い貨物例

懸念される用途	品目
通常兵器	1. ニッケル合金又はチタン合金
	2. 焼結磁石
	3. 2.に掲げるものの製造用の装置又はその部分品
	4. 作動油として使用することができる液体であって、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス（ジメチルフェニル）又はりん酸トリーノルマルブチルを含むもの
	5. 有機繊維、炭素繊維又は無機繊維
	6. 軸受又はその部分品
	7. 工作機械その他の装置であって、次に掲げるもの又はその部分品 イ 数値制御を行うことができる工作機械 ロ 鏡面仕上げを行うことができる工作機械（数値制御を行うことができるものを除く。） ハ 測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。）
	8. 二次セル
	9. 波形記憶装置
	10. 電子部品実装ロボット
	11. 電子計算機又はその部分品
	12. 伝送通信装置又はその部分品
	13. フェーズドアレーアンテナ
	14. 通信妨害装置又はその部分品
	15. 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置
	16. 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置
	17. センサー用の光ファイバー
	18. レーザー発信器又はその部分品

懸念される用途	品目
通常兵器	19. 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾（こう）配計又はこれらの部分品
	20. 重力計
	21. レーダー又はその部分品
	22. 加速度計又はその部分品
	23. ジャイロスコープ又はその部分品
	24. 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品
	25. ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは経路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計
	26. 水中用のカメラ又はその附属装置
	27. 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置
	28. 開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品
	29. ガスタービンエンジン又はその部分品
	30. ロケット推進装置又はその部分品
	31. 29若しくは30に掲げるものの製造用の装置又はその部分品
	32. 航空機又はその部分品
	33. ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用いることができる振動試験装置、風洞、環境試験装置又はこれらの部分品
	34. フラッシュ放電型のエックス線装置

5 仲介貿易・技術取引規制

5-1. 仲介貿易・技術取引規制

仲介貿易・技術取引規制

外国相互間の貨物の移動を伴う取引※又は技術の提供の取引について、以下の場合には経済産業大臣の許可が必要となる

- 1) 対象の貨物・技術が武器(輸出令別表第1又は外為令別表の1項)である場合
- 2) 輸出令別表第1又は外為令別表の2項～16項に該当する貨物・技術である場合は、次のいずれかに該当するとき
 - ①輸出令別表第3の地域を除く地域間で移動又は移転する場合であって、大量破壊兵器等の開発等のおそれがある場合
 - ② 経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合

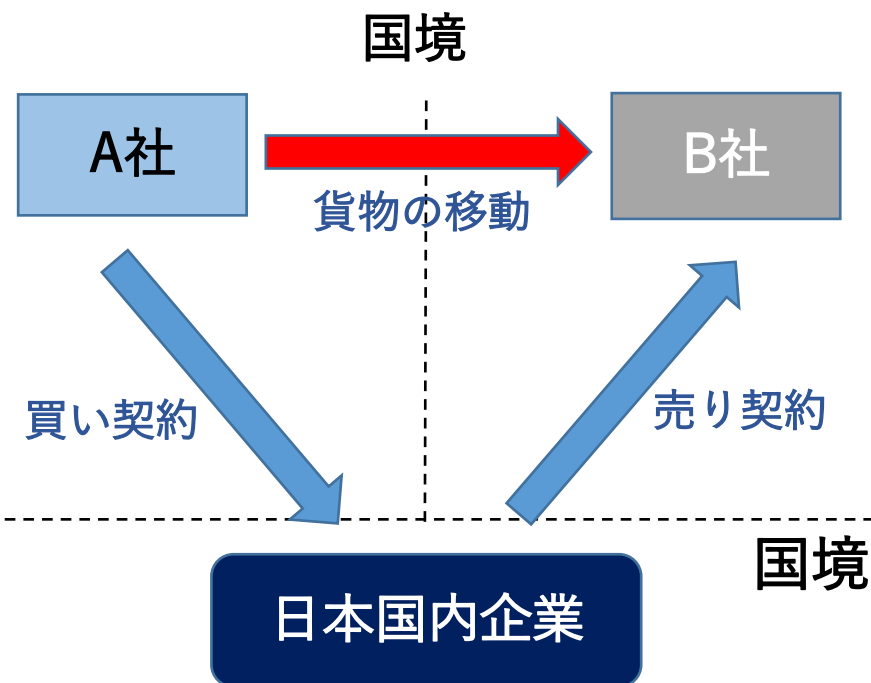
※貨物の移動を伴う取引：貨物の移動を伴う取引とは、貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引をいう。

関連法令 貨物の仲介：外為法第25条第4項、外為令第17条第3項
技術の仲介：貿易外省令第9条第2項第5号、第6号

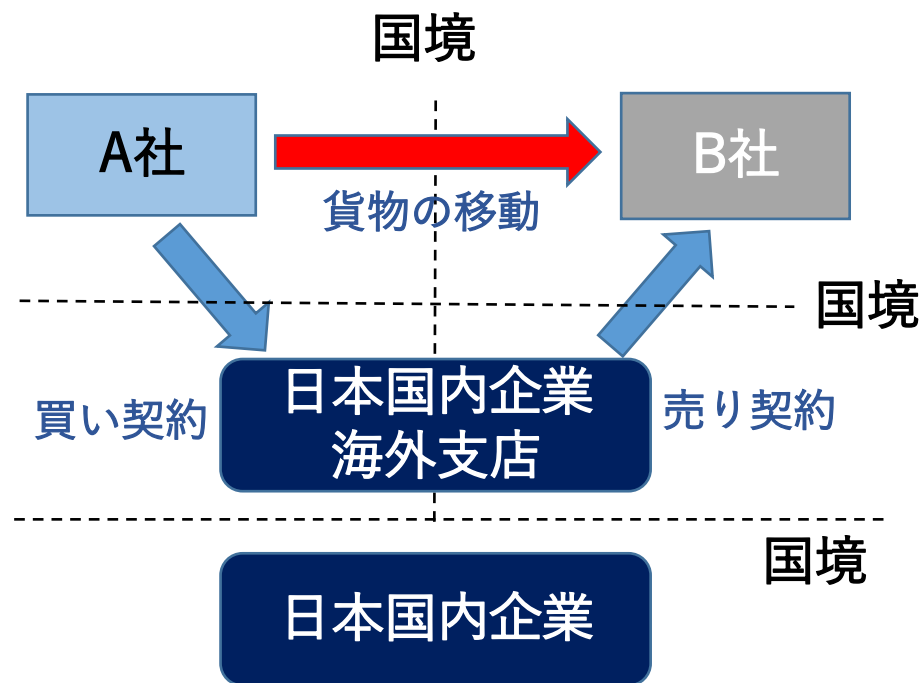
5-2. 仲介貿易取引規制の例

仲介貿易取引の例

日本国内の企業が「売り契約」「買い契約」双方の当事者となる場合



日本企業の海外支店が「売り契約」「買い契約」双方の当事者となる場合

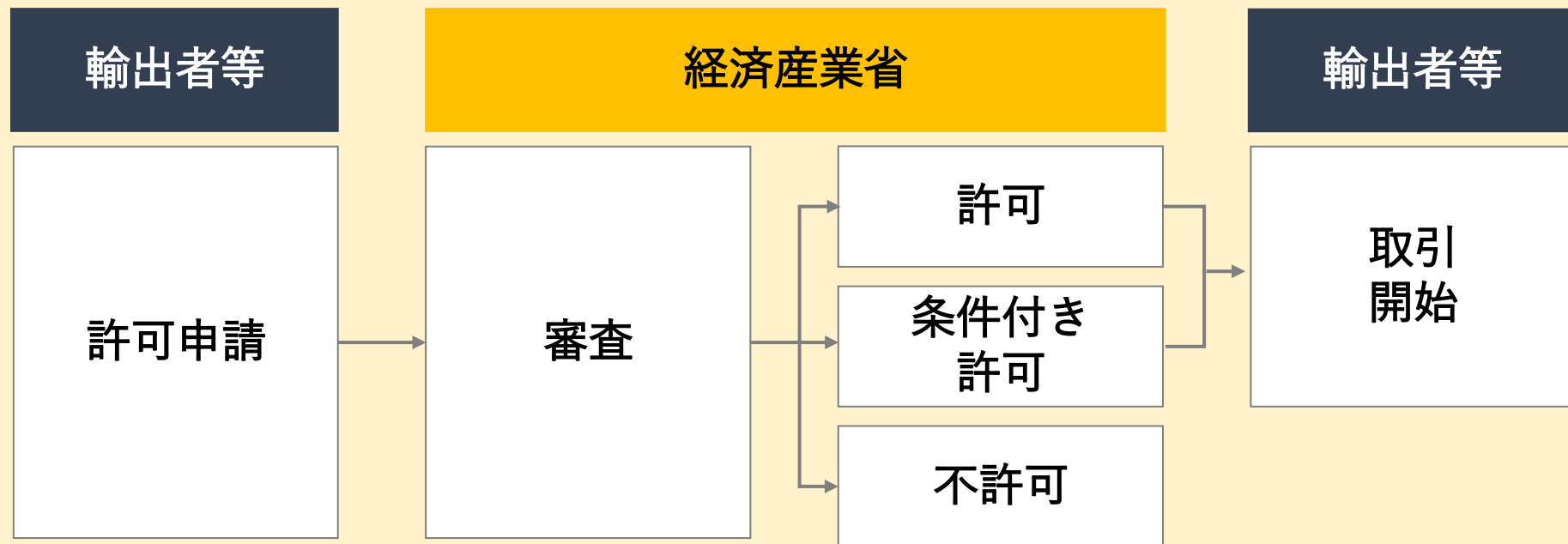


※右側図は海外支店の場合は対象となるが、海外法人（別法人）の場合は仲介貿易の対象外となる

輸出令別表第1の2項から16項の貨物は、A社又はB社の所在国又は地域が輸出令別表第3の地域以外の場合

6 輸出等の許可申請と申請窓口

6-1. 輸出等許可審査フローチャート



< 審査基準 >

国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある用途に使用されないことが確からしいか否か 等

< 審査期間 >

受理後の審査期間は原則として 90日以内(担当審査官から申請者へ補正依頼を求めた場合、申請者がそれに応答するまでの間は審査期間に含まれない)
90日を超える場合は、事前に担当審査官から申請者に通知

6-2. 輸出等許可の申請方法

許可申請の方法は電子申請（NACCS外為法関連業務）のみ
（一部電子申請に対応していない手続きを除く。）

- 電子申請を行うには、事前手続きが必要となる。
- 利用申込みから事前手続き完了まで3～4週間かかるので、早期に準備をする必要がある。

※ 制度の詳細等については、「安全保障貿易管理」のホームページをご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

（関係法令の改正情報）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law09-2.html>

※ 電子申請については、「電子申請（NACCS外為法関連業務）」のホームページをご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/naccs.html



6-3. 提出書類と申請窓口

安全保障貿易管理HPアドレスより閲覧が可能

- ✓ 提出書類（A～F）をクリックすると、それぞれ必要となる書類が表示される。
- ✓ 申請窓口をクリックすると担当部署が表示される。（経済産業局の場合は最寄りの局へ申請してください）。

申請書類・窓口一覧（貨物）

※一部申請窓口が異なる場合があります。

輸出令別表第1の 該当項番		仕向地	提出書類	申請窓口
3項(2)(3)	全ての貨物 3項（2）（3）	い地域①	A	経済産業局
		り地域		
		は地域①	B 1	経済産業局
		に地域①	D 5	本省
3の2項	3の2項	い地域①	A	経済産業局
		り地域		
		は地域①	B 1	経済産業局
	3の2項（1）	に地域①	D 6	本省
	3の2項（2）	に地域①	D 5	本省

※ 1：提出書類と申請窓口は、リスト規制該当項番と仕向地によって異なる

※ 2：キャッチオール規制に基づく許可申請は、本省となる

7 法令違反と罰則等

7-1-1. 違法輸出等に対する罰則等

外為法上の罰則等

懲役と罰金
は併科する

刑事罰 (外為法第 69 条の 6、第 72 条)

- ① 大量破壊兵器等又はその関連の貨物輸出・技術提供の場合
 - ・ 10 年以下の懲役
 - ・ (法人) 10 億円以下の罰金
 - ・ (個人) 3 千万円以下の罰金
 - ・ 目的物価格の 5 倍が上記の金額を超えるときは、価格の 5 倍以下の罰金
- ② 通常兵器に係る貨物輸出・技術提供の場合
 - ・ 7 年以下の懲役
 - ・ (法人) 7 億円以下の罰金
 - ・ (個人) 2 千万円以下の罰金
 - ・ 目的物価格の 5 倍が上記の金額を超えるときは、価格の 5 倍以下の罰金



貨物の輸出に係る違反に対しては、未遂罪も罰せられる。

7-1-2. 違法輸出等に対する罰則等

外為法上の罰則等

行政制裁（外為法 25 条の 2、第 53 条）

- ・ 3 年以内の貨物の輸出・技術の提供の禁止
- ・ 別会社の担当役員等への就任禁止



警告

- ・ 違反企業に対する警告（原則公表）

- ★ 違反行為について自主申告があった場合には処分等において考慮されることがある。
行政制裁、警告以外に再発防止に重点を置いた経緯書等の対応もある。

7-1-3. 違法輸出等に対する罰則等

その他のリスク

✓ 社会的制裁

- ・ マスコミでの報道・SNS等による非難
- ・ 社会的信用の失墜
- ・ 企業イメージの低下



✓ 株主代表訴訟 など

違法輸出は、企業の存続に関わるリスクがある

法令違反時の報告及び再発防止策

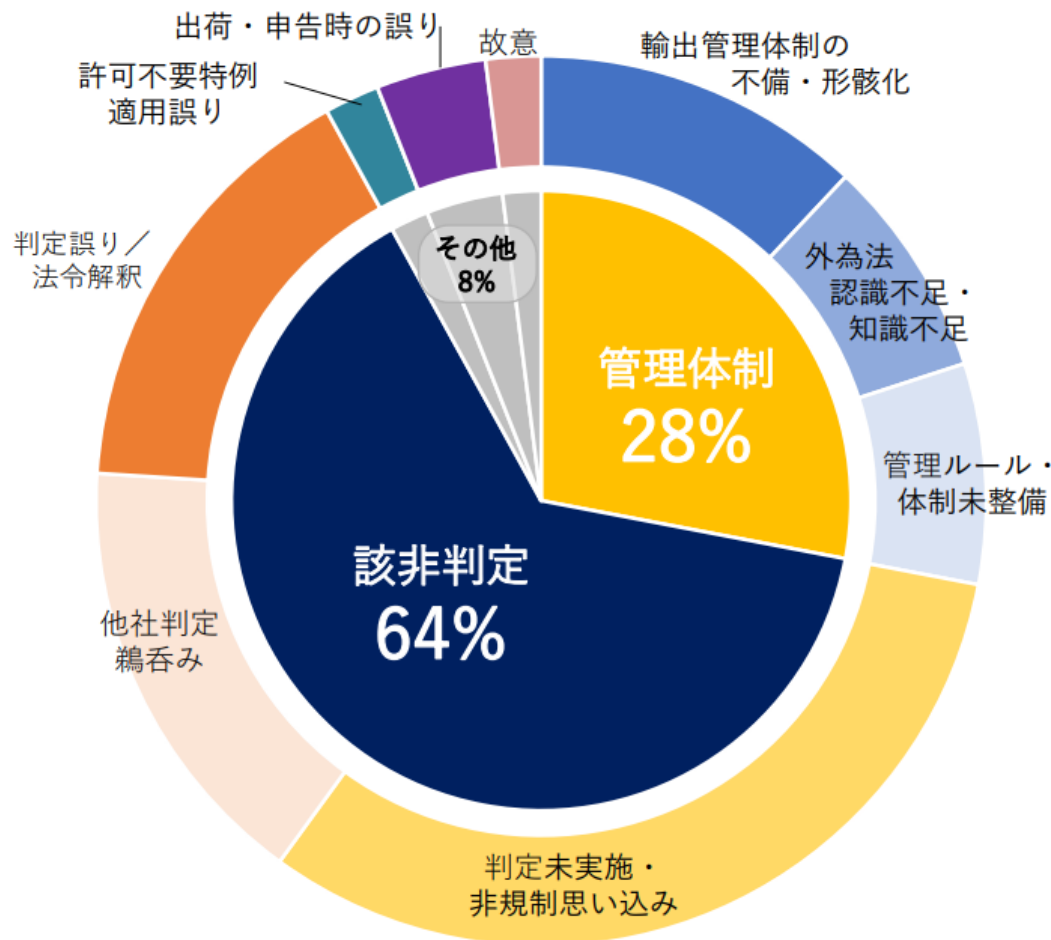
法令に違反した時又は違反したおそれのあるときは、

- ・ 速やかに経済産業省に報告する。
- ・ 再発防止のために必要な措置を講ずる。

* 報告先：安全保障貿易検査官室

7-2. 違反原因の分類別割合

違反件数は「**該非判定**」によるものが最も多く、次いで輸出管理体制不備など「**管理体制**」による違反が多くなっている。



7-3. 違反事例（重大違反）

判決及び行政処分の時期・内容など	貨物・仕向地等	備 考
令和 2 年 11 月 12 日（判決）： 代表者に懲役 2 年（執行猶予 4 年）、罰金 1,000 万円 令和 3 年 7 月 9 日（行政処分）： ①代表者A：11 か月間：全貨物・全地域向け輸出禁止 ②代表者B、法人：2 か月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	・炭素繊維製造装置の部分品 （4 項（10）） ・中国	・無許可輸出
平成 30 年 1 月 22 日（略式命令）： 個人に対し罰金 100 万円 平成 30 年 4 月 24 日（行政処分）：3 ヶ月：全貨物・全地域向け輸出禁止	・赤外線カメラ(10 項(2)(4))(7)) ・中国	・無許可輸出
平成 29 年 7 月 25 日（行政処分）3 ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	・誘導炉(2 項(13)) ・イラン等	・無許可輸出
平成 27 年 6 月 15 日（略式命令）： 元社員に対し罰金 100 万円、法人に対し罰金 100 万円 平成 28 年 1 月 20 日（行政処分）：4 ヶ月：全貨物・全地域向け輸出禁止	・炭素繊維(2 項(17)) ・中国	・韓国迂回
平成 23 年 3 月 25 日（判決）： 代表取締役役に 1 年 6 ヶ月（執行猶予 3 年）、法人に対し罰金 120 万円 平成 23 年 7 月 20 日（行政処分）：1 年 1 ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	・パワーショベル ・北朝鮮	・キャッチオール違反 ・インフォーム無視 ・中国迂回
平成 21 年 11 月 5 日（判決）： 社長に懲役 2 年（執行猶予 4 年）、法人に対し罰金 600 万円 平成 22 年 6 月 18 日(行政処分)：7 ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	・磁気測定装置他 ・ミャンマー	・キャッチオール違反 ・インフォーム無視 ・マレーシア迂回
平成 21 年 8 月 7 日（判決）： 社長に懲役 3 年（執行猶予 4 年）、法人に対し罰金 500 万円 平成 22 年 1 月 19 日（行政処分）：1 年 4 ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	・大型タンクローリー 他 ・北朝鮮	・キャッチオール違反 ・インフォーム無視 ・他に、北朝鮮制裁違反（奢侈品）有り ・韓国迂回
平成 21 年 7 月 16 日（判決）： 社員ら 4 名に懲役 1～2 年 6 ヶ月（執行猶予 3 年） 法人に対し罰金 4,700 万円 平成 21 年 8 月 14 日（行政処分）：5 ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	・工作機械(2 項(12)) ・韓国等	・測定データを改ざんし、性能を低く偽り非該当品として輸出

7-4-1. 違反事例と防止のポイント

違反事例

該当貨物であることは認識していたが、納期が迫っていたため、**担当者の判断で無許可で輸出**してしまった。

無償サンプルの提供は販売ではないので、輸出に当たらないと認識していた。

メーカーから該非判定書入手し、非該当となっていたので、**確認せずにそのまま輸出**した。

輸入した機器の故障修理のための返送なら、**許可は不要と認識し輸出**した。

違反防止のポイント

契約書に許可取得の発効条件を盛り込むとともに、輸出管理体制を構築することが必要。

故意の場合は重大な違反。

無償サンプルの提供であっても、リスト規制貨物の場合は輸出許可が必要。

有償か無償かは判断基準にならない。

入手した該非判定書を自社でも確認を行うことが必要。

外為法の責任は輸出者が負うことになる。

修理のための返送や不良品の返品でもリスト規制貨物の場合は輸出許可が必要。

返品でも許可の対象となる。

7-4-2. 違反事例と防止のポイント

「非該当との思い込み」が原因の事例

違反事例

以前同じものを輸出したときは非該当だったから、**今回も非該当だと思い込み**、輸出をしてしまった。

違反防止のポイント

該非判定をする際は、輸出時期を念頭に置き、**最新の規制内容に基づいて行う**ことが必要。

「法令に対する認識の欠如」が原因の事例

違反事例

メーカーから該非判定書を入手したが、リスト規制に該当しても、**用途・需要者に懸念が無ければ、許可不要**と思っていた。

違反防止のポイント

リスト規制に該当した場合は、**用途・需要者にかかわらず、許可申請が必要**。該非判定手続きを定めるとともに社内教育が必要。

「体制未整備」「出荷誤り」が原因の例

違反事例

メーカーから該非判定書を入手したが、**許可申請の方法が分からず放置**し、輸出してしまった。

違反防止のポイント

輸出管理体制が未整備のため、**輸出者等遵守基準を網羅したCPを整備**し、輸出に当たっては、CPに基づく手続が必要。

**正しい法解釈と、輸出時の管理体制整備を整えることが重要！
迷ったら経済産業省へ相談を！**

法令の略称と正式名称

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
貿易外省令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
核兵器等開発等省令	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
核兵器等開発等告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第 9 条第 2 項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合

法令の略称と正式名称

通常兵器開発等省令	輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令
通常兵器開発等告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（同令第4条第1項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
補完規制通達	大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について